九二　所得税及び収益事業から生じた所得以外の所得に対する法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件　二九 67 六五

九三　株式会社日本政策投資銀行法附則第二条の四第一項の額の計算に関する省令第三条第一項の規定に基づき、必要となる資本の額の計算方法の一部を改正する件　二九 67 六五

九四　個人向け国債の発行等に関する省令第四条第六項第二号に規定する中途換金に係る個人向け国債の買入消却に関する件　二九 67 六六

九五　輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十五年度における輸入数量を定める件　三〇 特6 二四

九六　生鮮等牛肉及び冷凍牛肉に係る関税の緊急措置の平成二十五年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量を定める件　三〇 特6 二四

九七　生きている豚及び豚肉等に係る関税の緊急措置の平成二十五年度第一四半期、第二四半期及び第三四半期における発動基準数量並びに輸入数量に基づく特別緊急関税の平成二十五年度における輸入基準数量を定める件　三〇 特6 二四

九八　輸出統計品目表及び輸入統計品目表を定める等の件の一部を改正する件　三〇 特6 二四

九九　租税特別措置法第十条の二の二第一項各号及び第四十二条の五第一項各号の規定の適用を受ける減価償却資産を指定する件の一部を改正する件　三〇 特6 二四

一〇〇　租税特別措置法第十一条第一項及び第四十三条第一項の規定の適用を受ける機械その他の減価償却資産及び期間を指定する件の一部を改正する件　三〇 特6 二五

一〇一　所得税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、所得税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件　三〇 特6 二五

一〇二　法人税法別表第一独立行政法人の項の規定に基づき、法人税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件　三〇 特6 二六

一〇三　登録免許税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、自己のために受ける登記等につき登録免許税を課さない独立行政法人を指定する件の一部を改正する件　三〇 特6 二六

一〇四　印紙税法別表第二独立行政法人の項の規定に基づき、印紙税を課さない法人を指定する件の一部を改正する件　三〇 特6 二六

一〇五　個人向け国債の発行等に関する省令第五条に規定する者を定める件の一部を改正する件　三〇 特6 二六

財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、環境省

一　特定事業者責任比率の一部を改正する件　二九 68 四

二　再商品化義務総量の一部を改正する件　二九 68 四

三　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第一項第一号に規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件　二九 68 四

四　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第一号イに規定する主務大臣が定める比率の一部を改正する件　二九 68 四

五　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ロに規定する主務大臣が定める率の一部を改正する件　二九 68 五

六　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十一条第二項第二号ニに規定する主務大臣が定める量の一部を改正する件　二九 68 六

七　容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律第十三条第二項第三号に規定する主務大臣が定める量を定める件の一部を改正する件　二九 68 七

財務省、農林水産省

七　農業信用保証保険法第二条第三項及び第六十六条第一項第一号の規定に基づき、主務大臣が指定する資金及び主務大臣が指定する農業協同組合を定める件の一部を改正する件　一五 52 一六

八　株式会社日本政策金融公庫法附則第三十五条の規定に基づき、同条の主務大臣の定める利率を定める等の件の一部を改正する件　二一 五

九　農業信用保証保険法第五十九条第一項の規定に基づき、同項の主務大臣の定める利息を定める件の一部を改正する件　二一 五

一〇　中小漁業融資保証法第六十九条第一項の主務大臣が定める利息を定める件の一部を改正する件　二一 五

財務省、農林水産省、経済産業省

二　株式会社日本政策金融公庫法第十七条第三項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件　一二 三

三　株式会社日本政策金融公庫法第二十二条第三項及び産業活力の再生及び産業活動の革新に関する特別措置法施行令第九条の規定により読み替えて適用する同項の規定に基づき、危機対応業務及び危機対応円滑化業務の実施に関し必要な事項を定める告示　一八 54 四